

北海道告示第 10336 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 30 条の規定により、実施する区域で 100 羽以上の鶏、うずら、きじ、あひる、ほろほろ鳥、七面鳥を飼養する農場及び 10 羽以上のだちょうを飼養する農場の所有者に対し、当該家きんを飼養する農場について、高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、緊急的に消毒を実施することを命ずる。

令和 5 年 3 月 6 日

北海道知事 鈴木 直道

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

2 実施する区域

北海道一円

3 実施の期日

令和 5 年 3 月 1 0 日から令和 5 年 5 月 1 0 日まで

4 実施の方法

緊急消毒は、次の方法により実施する。

- （1）農場に出入りする車両に対し、次亜塩素酸系消毒薬、逆性石鹼又はその他本病ウイルスに効果を有する消毒方法により消毒を実施する。
- （2）農場及び畜舎に出入りする際において、長靴及び本病ウイルスが付着しているおそれがある資材に対し、次亜塩素酸系消毒薬、逆性石鹼又はその他本病ウイルスに効果を有する消毒方法により消毒を実施する。
- （3）農場及び畜舎に出入りする者の手指に対し、アルコール系消毒薬による消毒を実施する。